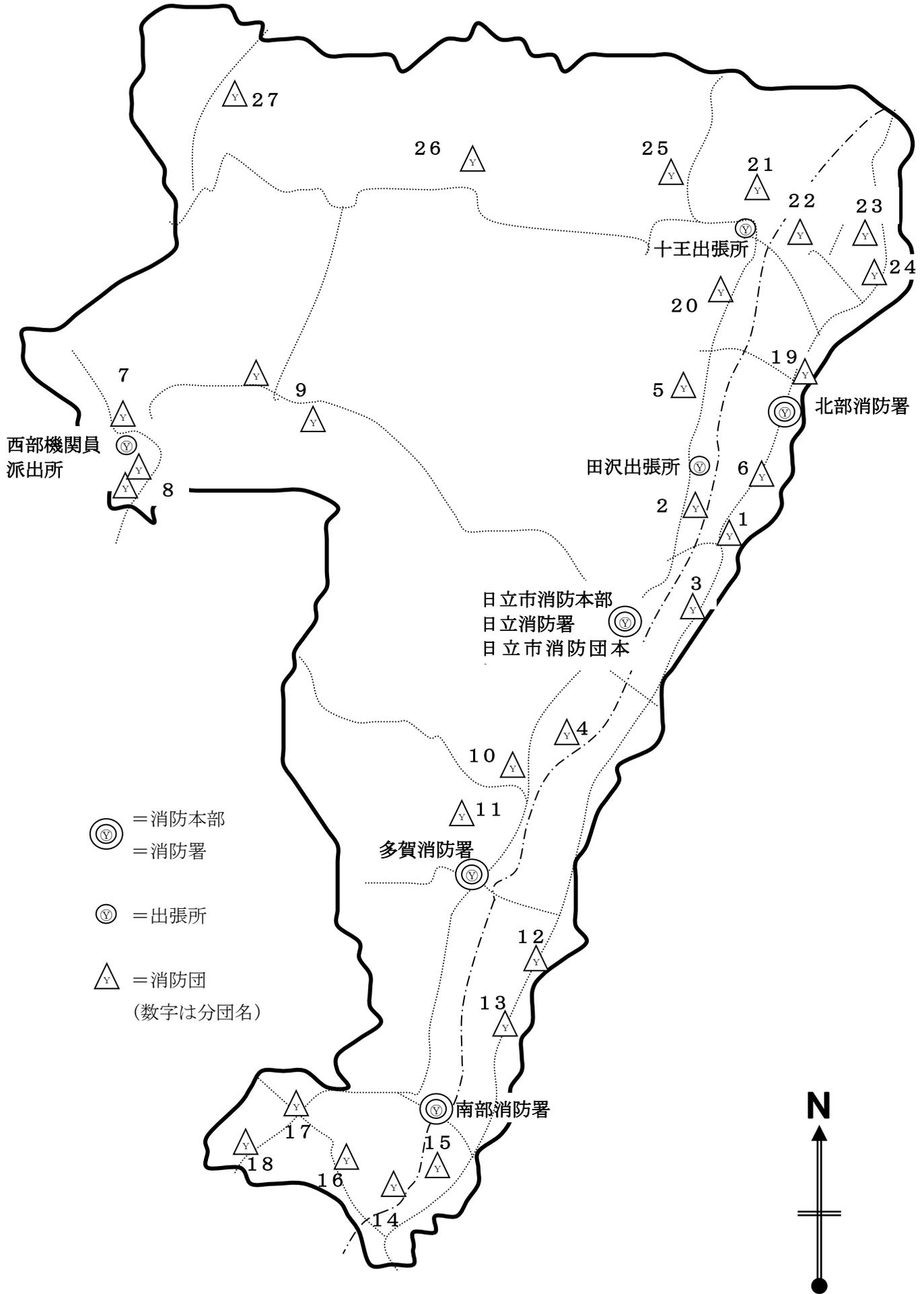


消防機関の配置



資料 9-2

消防団の名称、位置及び担当区域

(令和2年4月1日現在)

名 称	位 置	担 当 区 域
団 本 部	神峰町 2-4-1	
第 1 分団	東滑川町 2-29-17	東滑川町
第 2 分団	滑川本町 4-8-11	滑川町、滑川本町
第 3 分団	東町 2-26-4	東町、白銀町、高鈴町、宮田町、本宮町、若葉町、神峰町、 平和町、助川町、幸町、鹿島町、弁天町
第 4 分団	会瀬町 2-16-2	会瀬町、相賀町、旭町、城南町
第 5 分団	小木津町 1-43-12	小木津町、日高町、相田町
第 6 分団	田尻町 7-18-1	田尻町、かみあい町
第 7 分団	東河内町 1947-4	下深荻町、中深荻町、東河内町
第 8 分団	東河内町 2489	
	東河内町 353-1	
第 9 分団	入四間町 745	入四間町
	入四間町 124-1	
第 10 分団	鮎川町 6-5-19	東成沢町、中成沢町、西成沢町、成沢町、鮎川町、国分町、 多賀町
第 11 分団	諏訪町 2-5-8	諏訪町、桜川町、末広町、千石町、大久保町、中丸町、塙山町
第 12 分団	河原子町 3-15-10	河原子町、東多賀町、東金沢町、金沢町
第 13 分団	水木町 1-31-19	水木町、東大沼町、大沼町、台原町、森山町、みかの原町
第 14 分団	久慈町 3-50-19	久慈町 3・4・5・7 丁目、みなと町、南高野町
第 15 分団	久慈町 1-10-9	久慈町 1・2・6 丁目、大みか町
第 16 分団	茂宮町 426-4	茂宮町、留町
第 17 分団	大和田町 1-7-22	大和田町、石名坂町
第 18 分団	神田町 376-5	下土木内町、神田町
第 19 分団	川尻町 1-40-1	川尻町、折笠町
第 20 分団	砂沢町 519	砂沢町
第 21 分団	十王町友部 2581	友部、友部東、城の丘
第 22 分団	十王町伊師本郷 613-10	伊師本郷
第 23 分団	十王町伊師 3024-3	伊師（伊師浜を除く）
第 24 分団	十王町伊師 1485-2	伊師（伊師浜に限る）
第 25 分団	十王町山部 1021-2	山部
第 26 分団	十王町高原 408-4	高原
第 27 分団	十王町黒坂 556	黒坂

消防本部、消防署及び出張所の消防機械の現況

(令和4年4月1日現在)

消防機械 分類	消 防 自 動 車													救急車		そ の 他 自 動 車					計				
	資機材 所属別	ポンプ車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車	水難救助車	資材搬送車	指揮車	※ 津波・大規模 風水害対策車	緊急活動用二輪車	広報車	査察広報車	原因調査車	団本部車	予備ポンプ車	救急車	予備救急車	司令車	輸送車・搬送車		バス	自動二輪車	協会車	訓練指導車
消防本部								2			2	2	1	1				1	1			1	1	12	
日立消防署	2	1		1	1			1		3		1			1	1	1			1				14	
田沢出張所	1											1				1								3	
西部機関員 派出所																1								1	
多賀消防署	1	1			1			1				1				2					2			9	
南部消防署	2		1	1		1	1	1	2			2				2								13	
北部消防署	1							1				1				1								4	
十王出張所	1											1				1								3	
合 計	8	2	1	2	2	1	1	6	2	3	2	9	1	1	1	9	1	1	1	1	1	2	1	1	59

※ 津波・大規模風水害対策車と水陸両用車(バギー)の2台

資料 9-4

消防団の消防機械の現況

(令和4年4月1日現在)

分 団 名	可搬ポンプ積載車	ポンプ車
消 防 団 本 部		
第 1 分 団		1
第 2 分 団		1
第 3 分 団		1
第 4 分 団		1
第 5 分 団	1	
第 6 分 団	1	
第 7 分 団	2	
第 8 分 団	2	
第 9 分 団	2	
第 1 0 分 団		1
第 1 1 分 団		1
第 1 2 分 団	1	
第 1 3 分 団	1	
第 1 4 分 団		1
第 1 5 分 団		1
第 1 6 分 団	1	
第 1 7 分 団	1	
第 1 8 分 団	1	
第 1 9 分 団		1
第 2 0 分 団	1	
第 2 1 分 団		1
第 2 2 分 団	1	
第 2 3 分 団		1
第 2 4 分 団		1
第 2 5 分 団	1	
第 2 6 分 団	1	
第 2 7 分 団	1	
計	1 8	1 2

資料 9-5

自衛消防隊の現況

(令和6年4月1日現在)

自衛消防隊の名称	機械等の配置	隊員数
J X金属株式会社 日立事業所 自衛消防隊	普通ポンプ自動車 1台 化学車 1台	30名
株式会社日立製作所日立事業所 株式会社日立パワーデバイス臨海工場 日立連合消防隊	小型動力ポンプ積載車 3台 化学車 2台	74名
三菱重工業株式会社 日立工場消防隊	普通ポンプ自動車(水槽付) 1台 小型動力ポンプ積載車 3台 化学車 2台 救急車 1台 指揮車 1台	86名
日立グローバルライフソリューションズ株式会社 ホームソリューション事業部 生活家電本部 多賀特設消防隊	普通ポンプ自動車(水槽付) 1台 普通ポンプ自動車 2台 指揮車 1台	94名
株式会社 レゾナック 山崎事業所 連合消防隊	普通ポンプ自動車 1台 化学車 5台 指揮車 1台	141名
株式会社プロテリアル 茨城工場連合消防隊	普通ポンプ自動車(水槽付) 3台 普通ポンプ自動車 1台	61名
株式会社日立製作所 大みか事業所 大みか連合消防隊	普通ポンプ自動車 2台 小型動力ポンプ積載車 2台 後方支援車 1台	75名
株式会社日立製作所 日立研究所 自衛消防隊	小型動力ポンプ積載車 2台	54名
東京ガス株式会社 日立LNG基地 自衛消防隊	化学車 1台 指揮車 1台	57名
住友電気工業株式会社 茨城製作所 消防隊	普通ポンプ自動車 2台 小型動力消防ポンプ 3台	43名
株式会社日立インダストリアルプロダクツ日立事業所 消防隊	普通ポンプ自動車 1台 小型動力消防ポンプ積載車 1台	26名

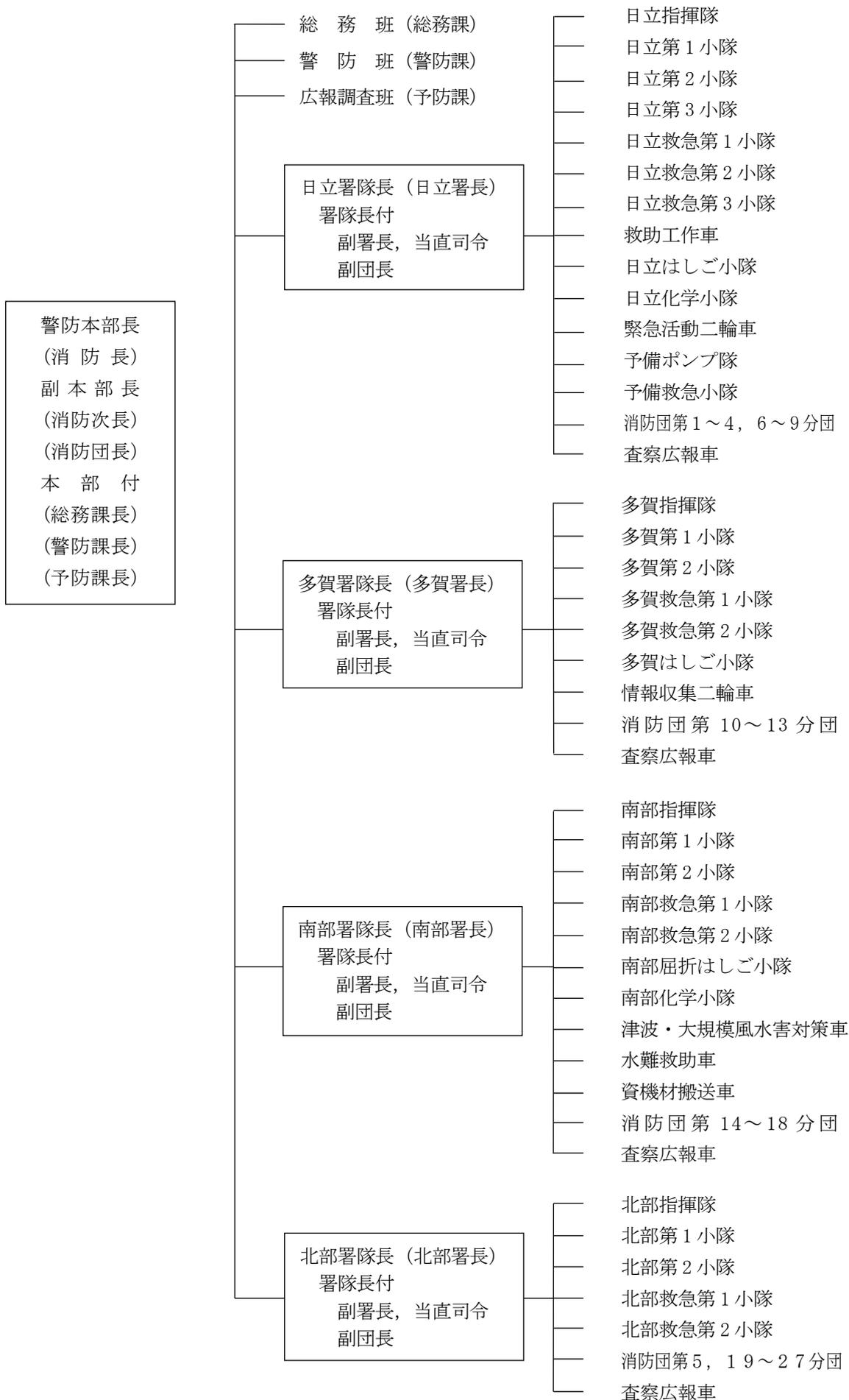
資料 9-6

消 防 水 利 の 現 況

(令和5年4月1日現在)

公 設 消 火 栓	公 設 防 火 水 槽	計
1, 1 9 0	8 8 4	2, 0 7 4

警防隊の組織編成表



資料 9-8

消防・救急無線整備状況一覧

消防・救急デジタル無線

(令和4年4月1日現在)

呼出番号	設置箇所	局種	定格出力	備考
しょうぼうひたち	消防本部	無線回線制御装置		指令卓（消防本部） の呼出しは 「しょうぼうひたち」
しょうぼうひたちせいぶ	西部機関員派出所	基地局	10w	
しょうぼうひたちせきそん	石尊山	基地局	10w	
しょうぼうひたちふうじん	風神山	基地局	10w	

呼出番号	設置箇所	局種	配置先	定格出力	備考
しょうぼうひたちほんぶ		陸上移動局 (卓上型)	消防本部	5w	
ひたち 1	日立署	陸上移動局 (車載型)	日立第1小隊		
ひたち 2			日立第2小隊		
ひたち 3	田沢所		日立第3小隊		
ひたち 4	日立署		日立指揮車		
ひたち 6	日立署		日立化学小隊		
ひたち 7	西部所		7分団車		
ひたち 8	消防本部		団本部車		
ひたち 9			監察車		
ひたち 10	日立署		日立梯子小隊		
ひたち 12	日立署		救助工作車		
ひたち 13	消防本部		危険物広報車		
ひたち 14			搬送車		
ひたち 15			調査車		
ひたち 16	日立署		本部指揮車		
ひたち 17			予備ポンプ車		
きゅうきゅうひたち 1			日立救急第1小隊		
きゅうきゅうひたち 2			日立救急第2小隊		
きゅうきゅうひたち 3	田沢所		日立救急第3小隊		
きゅうきゅうひたち 4	日立署		予備救急車		

資料 9-8

呼出番号	設置箇所	局種	配置先	定格出力	備考
ひたち 101	消防本部	陸上移動局 (携帯型)	消防長	2w	
ひたち 102			消防次長		
ひたち 103			警防課長		
ひたち 104			指令室		
ひたち 105			指令室		
ひたち 106			指令室		
ひたち 107	日立署		日立第1小隊		
ひたち 108			日立第2小隊		
ひたち 109			日立署長		
ひたち 110			当直司令		
ひたち 111			日立化学小隊		
ひたち 112			日立梯子小隊		
ひたち 113			救助工作車		
ひたち 114			救助工作車		
ひたち 115			日立救急第1小隊		
ひたち 116			田沢所		
ひたち 117	日立救急第3小隊				
ひたち 118	西部所		日立救急第2小隊		
しょうぼうたが		陸上移動局 (卓上型)	多賀署	5w	
たが 1	多賀署	陸上移動局 (車載型)	多賀第1小隊		
たが 2			多賀第2小隊		
たが 4			多賀指揮車		
たが 10			多賀梯子小隊		
きゅうきゅうたが 1			多賀救急第1小隊		
きゅうきゅうたが 2			多賀救急第2小隊		
たが 101	多賀署	陸上移動局 (携帯型)	多賀第1小隊	2w	
たが 102			多賀第2小隊		
たが 103			多賀署長		

資料 9-8

呼出番号	設置箇所	局種	配置先	定格出力	備考
た が 104	多賀署	陸上移動局 (携帯型)	当直司令	2w	
た が 105			多賀梯子小隊		
た が 106			多賀救急第1小隊		
た が 107			多賀救急第2小隊		
しょうぼうなんぶ		陸上移動局 (卓上型)	南 部 署	5w	
なんぶ 1	南部署	陸上移動局 (車載型)	南部第1小隊		
なんぶ 2			南部第2小隊		
なんぶ 4			南部指揮車		
なんぶ 5			南部化学小隊		
なんぶ 6			資機材搬送車		
なんぶ 10			南部屈折梯子車		
なんぶ 11			津波風水害対策車		
なんぶ 12			水難救助車		
きゅうきゅうなんぶ 1			南部救急第1小隊		
きゅうきゅうなんぶ 2			南部救急第2小隊		
なんぶ 101			陸上移動局 (携帯型)		
なんぶ 102	南部第2小隊				
なんぶ 103	南 部 署 長				
なんぶ 104	当直司令				
なんぶ 105	南部第1小隊				
なんぶ 106	南部第2小隊				
なんぶ 107	資機材搬送車				
なんぶ 108	南部屈折梯子小隊				
しょうぼうほくぶ		陸上移動局 (卓上型)	北 部 署	5w	
ほくぶ 1	北部署	陸上移動局 (車載型)	北部第1小隊		
ほくぶ 2	十王所		北部第2小隊		
ほくぶ 4	北部署		北部指揮車		
きゅうきゅうほくぶ 1			北部救急第1小隊		
きゅうきゅうほくぶ 2			北部救急第2小隊		

資料 9-8

呼出番号	設置箇所	局種	配置先	定格出力	備考
ほくぶ 101	北部署	陸上移動局 (携帯型)	北部第1小隊	2w	
ほくぶ 102			北部署長		
ほくぶ 103			当直司令		
ほくぶ 104			北部救急第1小隊		
ほくぶ 105	十王所		北部第2小隊		
ほくぶ 106			北部救急第2小隊		

資料 9-9

様式第1号 (第5)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分 現在
1 要請機関名	電話 発信者
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他
3 活動内容	調査, 広報, 撮影, 傷病者搬送, 空中消火, 救急, 救助, 輸送(品名数量) その他
4 発生場所及び発生時間	市町村 地内 (目標) (離着陸場所) 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報
6 現場指揮者	所属・職氏名
7 現場との連絡手段	無線種別(全国波, 県波) 現場指揮本部(車) 呼出名称(コールサイン)

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況, 要請する活動内容, 受入体制を記述すること。 (救助の場合には, 事故の原因, 事故の状況, 人数等も記述のこと)
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと。

茨城県防災航空隊	緊急要請専用	029-863-0117	受信者
	FAX	029-857-8501	
	防災FAX	8-620-300	
(午後5時30分~翌朝8時30分まで要請)			
防災・危機管理課	消防安全課	029-301-2879	
	FAX	029-301-2898	
	防災FAX	8-600-8300	

資料 9-9

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症状						
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標		搬送先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師の氏名		関係者の氏名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受入医療機関	所在地名		連絡先	電話		
	搬送先消防本部の担当者職氏名	消防本部 課 (電話)					

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数
12 その他必要事項	

※ 以下の項目は防災航空隊で、出勤の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波, 県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 ㊦ (ドラム缶 本)

茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規程に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第 2 条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

(対象災害)

第 3 条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態等、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

第二章 相 互 応 援

(応援要請)

第 4 条 前条に規定する大規模災害等が発生した市長等（以下「被災地市町等」という。）の長又は消防長（以下「被災地市町等の長」という。）は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資機材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

第 5 条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第 6 条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第 7 条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報 告)

第 8 条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに被災地発災市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経費負担

(経費の負担)

第 9 条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第 6 条の規程に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第 6 条に規定する消防用資機材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地発災市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第 10 条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

第四章 雑 則

(他協定との関係)

第 11 条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第 39 条により締結している消防の相互の応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑 義)

第 12 条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第 13 条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

付 則

- 1 この協定は、平成 29 年 3 月 6 日から効力を生ずる。
- 2 従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

日立市、ひたちなか・東海広域事務組合 消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規程に基づく日立市（以下「甲」という。）とひたちなか・東海広域事務組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき甲、乙相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減すること目的とする。

（応援の種別）

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

（1）普通応援

甲乙は乙の管轄区域の境界付近で発生した災害に、応援要請をまずして出動する応援

（2）特別応援

甲乙は乙の管轄区域内に発生した災害で、応援要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、受援側の長が応援側の長に電話、その他の方法により次の事項を明確にして行うものとする。

（1）災害の種別

（2）災害発生場所

（3）応援隊数及び人員

（4）機械器具及び消火薬剤等の種別、数量

（5）応援隊受領場所（誘導員配置）

（6）使用無線周波数（県波）

（7）その他必要事項

（応援隊の派遣等）

第4条 応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の警備に支障ない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは、次の事項を受援側の長へ通報するものとする。

（1）応援隊数等

（2）出動時刻

（3）到着予定時刻

3 応援側の長は、災害の同時発生、又は特別の事由により応援隊を派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援側の長に通報しなければならない。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は受援側の最高指揮者が行うものとする。

(活動完了報告)

第6条 応援隊の長は、災害活動完了後活動の結果を速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費負担)

第7条 応援のため要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、受援側の負担とする。

(疑義)

第8条 この協定について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

(委任)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙の消防長が協議して定めることができる。

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生ずる。
- 2 従前の日立市・東海村消防相互応援協定（昭和48年3月9日）は廃止する。

日 立 市
常 陸 太 田 市
消 防 相 互 応 援 協 定

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規程に基づく日立市(以下「甲」という。)と常陸太田市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等又は救急事故の災害発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 甲又は乙の消防相互応援区域は、相互の境界線に隣接する区域に出動するものとし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

1 普通応援

(1) 火災出動

相互応援区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出動させるものとする。

(2) 救急出動

相互応援区域内に発生した救急事故で、被応援側の長の要請があった場合は、応援側から1隊出動するものとする。

2 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に発生した大規模火災、又は特殊災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前項にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援側の長は、被応援側の長から消火用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するものとする。

第5条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第6条 応援出動隊の長は、消防活動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第7条 応援側の長は、応援隊が出動したときは、別記様式により消防活動状況を報告するものとする。

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担する。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の補修等についての費用は、応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費は、被応援側の負担とする。

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲・乙協議して決定するものとする。

第10条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲・乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和56年7月8日から効力を生ずる。

日立市と高萩市との消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づく日立市(以下「甲」という。)と高萩市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災その他の災害(以下「災害」という。)が発生した際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援の方法)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の管轄区域の境界線付近で発生した災害を受報又は自己覚知した場合は、応援要請を待つことなく出動するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に災害が発生し、応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請を受け、応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援出場隊数等については、応援側において決定するものとする。

(応援出場隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、全て現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(活動報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

(経費負担)

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

(疑義)

第7条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により、下記市町、組合（以下「協定市町等」という。）の長は、協定市町等の行政区域のうち、常磐自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間、北関東自動車道桜川筑西、水戸南インターチェンジ間、東水戸道路水戸南、ひたちなかインターチェンジ間、常陸那珂有料道路ひたちなか、ひたち海浜公園インターチェンジ間、県道常陸那珂港南線ひたち海浜公園、常陸那珂港インターチェンジ間、首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ、稲敷東インターチェンジ間、東関東自動車道茨城町ジャンクション、茨城空港北インターチェンジ間（以下「協定区域」という。）における消防及び救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

三郷市、吉川松伏消防組合、流山市、柏市、常総地方広域市町村圏事務組合、つくば市、土浦市、かすみがうら市、石岡市、小美玉市、笠間市、水戸市、那珂市、ひたちなか・東海広域事務組合、常陸太田市、日立市、高萩市、北茨城市、筑西広域市町村圏事務組合、茨城町、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合

（目 的）

第1条 本協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において協定市町等の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（出場区域）

第2条 協定市町等は、前条の目的を達成するため協定区域に災害が発生した場合は、別表に掲げる協定出場区域表に基づき消防隊、救急隊、その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（出場消防隊等）

第3条 本協定により出場する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（応 援）

第4条 協定区域に災害が発生し、第2条の規定により出場した市町等（以下「出場市町等」という。）の消防長が、他の協定市町等の応援の必要を認めるときは、当該市町村等の長（消防本部が設置されている市町等の場合は消防長とする。以下同じ。）に対し、応援の要請をすることができる。

また、第2条の規定により出場しなければならない市町等において、特別の理由により出場できない場合も同様とする。

2 応援の要請を行う出場市町等の長は、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

3 応援の要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）は業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務上重大な支障があり消防隊等を出場させることができない応援市町等の長は、速やかにその旨を応援の要請者に通報するものとする。

4 災害の大規模化等により、前1項の応援だけでは対応が困難となった場合は、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請するものとする。

（指 揮）

第5条 前条の規定により、応援のため出場した消防隊等の指揮は、第2条の規定により出場

資料 9-14

した消防隊等の現場の最高指揮者が行うものとする。

(災害の事務処理)

第 6 条 災害の事務処理は、第 2 条の規定により出場した消防隊等が行うものとする。この場合において、火災の原因、損害又は被救護者の調査事務等が長時間にわたるときは、災害発生地を管轄する協定市町等に事務の一部を依頼することができる。

また、必要に応じ事務処理状況等について、相互に通報するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 2 条の規定により出場及び第 4 条の規定による応援（以下「応援等」という。）に要する経費の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援等に要した経費は、応援等を行った協定市町等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町等が現物又はその経費を負担するものとする。

(2) 応援のために出場した消防隊等の活動が長時間にわたり燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援等のために出場した消防隊の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊等の所属する協定市町等の負担とする。

(4) 応援等のために出場した消防隊が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、その賠償についてその都度関係協定市町等において協議のうえ決定するものとする。

ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町等が負うものとする。

(情報交換等)

第 8 条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び機器資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協 議)

第 9 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町等の長がその都度協議のうえ決定するものとする。

(実施要領)

第 10 条 本協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ別に定めるものとする。

(適 用)

第 11 条 本協定は、平成 29 年 2 月 26 日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定 2 2 通を作成し、協定市町等の長記名押印のうえ各 1 通を保有する。

なお、平成 22 年 3 月 31 日付けで締結した「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」は廃止する。

平成 29 年 3 月 31 日

茨城海上保安部と日立市消防本部との業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、海域等において船舶火災等及び救助事故等が発生した場合、茨城海上保安部（以下「甲」という。）と日立市消防本部（以下「乙」という。）が協力して円滑な消火活動及び救助活動等を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用区域)

第2条 この協定の適用区域は、領海内の海域で、原則として乙の管轄区域内の地先海域及び河川とする。

(消火活動区分)

第3条 次に掲げる船舶（消防法（昭和23年法律第186号）第2条で規定する「舟」を含む。以下同じ。）の消火活動は主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭、岸壁又は陸岸に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川内における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(協力要請)

第4条 前条に規定する区分による消火活動について協力を要請する場合は、前条に規定する区分に従って、甲又は乙が要請及び協力するものとする。

2 前条の規定によらない消火活動又は救助活動等についても、甲又は乙は、要請及び協力することができるものとする。

(火災の原因等の調査)

第5条 船舶火災等の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議して行うものとする。

(情報等の交換)

第6条 入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況、その他消火活動及び救助活動等を行うため、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(相互通報)

第7条 甲又は乙は、船舶火災等又は救助事故等を知ったときは、速やかにその旨を相互に通報するものとする。

(連絡体制)

第8条 甲又は乙がそれぞれ単独で船舶火災等の消火又は救助事故等の活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(経費負担)

資料 9-15

第9条 船舶火災等の消火活動又は救助事故等の活動に要した経費は、出動した甲、乙の機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における経費の負担は、その都度協議するものとする。

(大型タンカー等の対策)

第10条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動等を効果的に行うため、甲及び乙は、地方防災会議等を活用して、次の事項につき連絡調整、情報共有及び相互連携を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 防火及び消火活動要領の作成
- (3) 必要な防災資機材整備計画の作成と実施の推進

(疑義)

第11条 前各条までに定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、協定の運用に際し必要な事項は、甲、乙の長が協議して定めることができる。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

(効力の発生)

- 1 本協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(業務協定書の廃止)

- 2 業務協定書(昭和43年7月25日 那珂湊海上保安部長、日立市消防長)は、廃止する。

平成25年8月30日

日立市消防本部消防応援等に関する規程

平成21年1月16日

消防本部訓令第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 応援の決定等（第4条・第5条）
- 第3章 応援に係る措置（第6条—第8条）
- 第4章 応援隊支援本部（第9条—第12条）
- 第5章 普通応援及び特別応援（第13条—第15条）
- 第6章 広域消防応援（第16条—第22条）
- 第7章 教育訓練（第23条）
- 第8章 補則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第39条、第43条及び第44条の規定に基づく日立市消防本部管轄区域以外の地域への消防の応援並びに緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）に基づく被災地への緊急援助活動を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通応援とは、組織法第39条の規定に基づく消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）により事前に出場区域と及び出場隊数が定められている消防応援をいう。
- (2) 特別応援とは、応援協定に基づく応援のうち普通応援以外の消防応援をいう。
- (3) 広域消防応援とは、組織法第39条、第43条及び第44条に基づく消防応援をいう。
- (4) 広域消防応援隊とは、組織法第39条及び第43条に基づき臨時に編成した部隊をいう。
- (5) 緊急消防援助隊とは、組織法第44条に基づき、消防庁長官の要請により、臨時に編成した部隊をいう。
- (6) 指揮隊とは、広域消防応援隊又は緊急消防援助隊の統括指揮を任務とする隊をいう。
- (7) 指揮隊長とは、前第6号の隊の長をいう。
- (8) 応援隊支援本部とは、派遣隊に対して必要な後方支援を行う本部をいう。

（応援の区分）

第3条 応援の区分は、次のとおりとする。

資料 9-16

- (1) 普通応援
- (2) 特別応援
- (3) 広域消防応援

2 前項の応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防部隊による応援
- (2) 資機材等の応援
- (3) その他の応援

第2章 応援の決定等

(情報収集等)

第4条 警防課長は、管轄区域外に大規模な災害が発生し、応援が予測される場合は、必要な情報を収集するものとする。

2 警防課長は、収集した情報を消防長、各課長及び消防署長に提供するものとする。

3 警防課長は、関係防災機関との連絡調整を図るものとする。

(応援の決定等)

第5条 消防応援は、消防長が決定する。

2 警防課長は、消防応援が決定した場合は、必要な事務を処理するものとする。

第3章 応援に係る措置

(事前計画)

第6条 警防課長は、応援に備え、次に掲げる計画を策定しておくものとする。

- (1) 応援協定に基づく事前計画
- (2) 広域消防応援計画

(任務分担)

第7条 各課長は、別表に掲げる任務分担に基づき、相互に連携し必要な事務を処理するものとする。

(応援隊の編成)

第8条 警防課長は、応援が決定した場合は、事前計画に基づき広域消防応援隊又は緊急消防援助隊(以下「応援隊」という。)を編成するものとする。

2 警防課長は、前項の応援隊を編成する場合は、関係所属長に予告するものとする。

第4章 応援隊支援本部

(応援隊支援本部)

第9条 消防長は、消防応援が決定した場合は、直ちに応援隊支援本部を設置する。ただし、消防長の判断により設置しないことができる。

2 応援隊支援本部の事務局は、警防課に設置する。

資料 9-16

(応援隊支援本部の所掌事務)

第10条 応援隊支援本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (2) 応援隊の活動支援に関すること。
- (3) 関係機関との連絡等に関すること。
- (4) 携行資機材の調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(応援隊支援本部の構成)

第11条 応援隊支援本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 支援本部員

2 本部長は消防長とし、副本部長は消防次長とする。

3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職を代行する。

4 本部長は、支援本部員を指定する。

(応援隊支援本部員会議)

第12条 本部長は、必要に応じて支援本部員を招集し、会議を開催することができる。

第5章 普通応援及び特別応援

(出場)

第13条 応援協定に基づく出場は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援は、各応援協定に基づく事前計画により定められた消防部隊が出場指令により出場する。
- (2) 特別応援は、被応援側消防長からの応援要請又は消防長の判断に基づき、出場指令により特別出場する。

2 前項の応援は、普通出場時の人員、資機材で出場する。ただし、付加指令を受けた場合を除く。

(活動)

第14条 消防応援活動に際して、特殊な資機材を必要とする場合は、原則として被応援市町村が保有し、又は調達したものを使用するものとする。

(活動報告)

第15条 指揮隊長が所属する消防署長は、応援出場したときは、日立市消防本部警防規程（平成2年消防本部訓令第3号）第46条第1号の規定による消防報告を作成し、消防長（警防課経由）に報告するものとする。

第6章 広域消防応援

資料 9-16

(出場指令)

第16条 警防課長は、応援が決定したときは、必要事項を付加して指令するものとする。

2 応援隊は、前項の出場指令により出場するものとする。

(出場の通報)

第17条 警防課長は、応援隊を出場させたときは、被応援市町村等に必要事項を通報するものとする。

(始期及び終期)

第18条 応援隊の活動の始期は出場指令により出場したときとし、活動の終期は帰署したときとする。

(指揮及び活動)

第19条 指揮隊長の活動は、次のとおりとする。

(1) 指揮隊長は、原則として、被災地における当該市町村の長又は当該市町村の長の委任を受けた消防長の指揮下で指揮隊の統括指揮を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の代表消防機関代行として指定された場合は、県隊長として、消防応援活動調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行い茨城県の各部隊を指揮するものとする。

(状況報告)

第20条 指揮隊長は、定期的に、又は必要に応じて活動状況等を応援隊支援本部長に報告するものとする。ただし、応援隊支援本部が設置されていない場合は、警防課長に報告するものとする。

(応援隊の引揚げ)

第21条 消防長は、応援隊を引き揚げさせるべき特別な事由が発生した場合は、被応援市町村長等と協議して応援隊を引き揚げさせることができる。

(活動報告)

第22条 指揮隊長は、派遣終了後、速やかに活動概要等を別記様式により、消防長（警防課経由）へ報告するものとする。

第7章 教育訓練

(訓練)

第23条 警防課長は、次の訓練を実施するものとする。

(1) 部隊編成訓練等

(2) 緊急消防援助隊に係る教育訓練

第8章 補則

(補則)

第24条 他の法令等に基づく応援については、この規程を準用するものとする。

資料 9-16

2 この規程の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

広域消防応援時の各課の任務分担

課別	任務
総務課	(1) 経費に関する事。 (2) 消防長会等との連絡に関する事。 (3) 勤務上の取扱いに関する事。 (4) 公務災害補償に関する事。 (5) 携行医薬品の調達に関する事。 (6) 派遣隊員の健康管理に関する事。 (7) 食料物資の調達に関する事。 (8) その他各課に属しない事務に関する事。
警防課	(1) 派遣事務の処置に関する事。 (2) 情報の収集、管理に関する事。 (3) 要請側への決定通知に関する事。 (4) 要請側との連絡調整に関する事。 (5) 茨城県との連絡に関する事。 (6) 応援隊の選考及び編成に関する事。 (7) 携行資機材の調整及び調達に関する事。 (8) その他関係課に属しない支援物資の調達に関する事。 (9) 応援隊に対する情報支援に関する事。 (10) 教育訓練に関する事。 (11) 救急資器材の調達に関する事。 (12) 無線局の変更許可申請に関する事。 (13) 通信機器の調達に関する事。 (14) 装備資機材の技術支援に関する事。
予防課	(1) 広報、報道に関する事。

別記様式

年 月 日

日立市消防長 殿

応援指揮隊長

所属 _____

階級 _____

氏名 _____

広域消防応援活動報告

災害概要	災 害 種 別	
	発 災 日 時	年 月 日 時 分
	発 災 場 所	都道府県 市町村
	要 請 市 町 村 等	
	要 請 日 時	年 月 日 時 分
	災 害 概 要	
	気 象 状 況	
	宿 泊 施 設 等	

出 動 日 時	月 日 時 分	活動開始日時	月 日 時 分
現場到着日時	月 日 時 分	活動終了日時	月 日 時 分
活動受命日時	月 日 時 分	引 揚 日 時	月 日 時 分
活動開始日時	月 日 時 分	帰本部日時	月 日 時 分
活動中断日時	月 日 時 分	帰 署 日 時	月 日 時 分

隊	氏 名	階 級	職 名	所 属	氏 名
応 援 隊	応援隊氏名等				

派 遣 車 両 等	派 遣 車 両 等	
	資 機 材	

到着時の状況	
受命事項	
活動方針	
活動状況	
受傷・疾病	

活動効果	
改善又は改良が必要な事項	
その他参考事項	
所属長意見	

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成16年3月26日 消防震第19号
改正 平成17年3月30日 消防震第14号
改正 平成18年2月14日 消防応第15号
改正 平成18年6月22日 消防応第94号
改正 平成20年7月2日 消防応第109号
改正 平成20年8月27日 消防応第152号
改正 平成24年11月28日 消防広第95号
改正 平成26年3月26日 消防広第75号
改正 平成27年3月31日 消防広第74号
改正 平成28年3月31日 消防広第80号
改正 平成29年3月28日 消防広第93号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県

資料 9-17

をいう。

- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (8) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (9) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (10) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (11) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (13) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (14) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条に規定する緊急消防援助隊都道府県大隊応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両、航空機若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 航空中隊及び水上中隊は、機体特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（統合機動部隊の編成）

第4条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支

資料 9-17

援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。

- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第5条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、基本計画に基づき指定されたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊、消火中隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第6条 基本計画第2章第4節9に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車又は耐熱装甲型救助活動車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応するこ

資料 9-17

とのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第7条 基本計画第2章第4節10に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第8条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

資料 9-17

- (1) 被害情報の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(後方支援本部の設置)

第9条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
 - (2) 後方支援体制の確立に関すること。
 - (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
 - (5) 物資等の搬送計画に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊を派遣している登録市町村の消防本部に対する、情報提供に関すること。
 - (7) 消防庁に対する映像及び画像の提供に関すること。
 - (8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第10条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第11条 統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて概ね1時間以内に被災地に迅速に先遣出動するとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うものとし、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (4) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (5) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (6) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (7) 宿営場所の設営に関すること。
- 2 統合機動部隊は、被害状況、部隊の活動等を動画及び静止画により記録を行うよう努めるものとする。ただし、都道府県大隊において記録できる場合等はこの限りではない。
 - 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

資料 9-17

第12条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊の集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 緊急消防援助隊の進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 緊急消防援助隊の宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 緊急消防援助隊の出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第13条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、出動途上における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県大隊長、統合機動部隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊、統合機動部隊又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

（被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第14条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第16条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即

資料 9-17

応部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して 報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第15条 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

5 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

6 中隊長は、都道府県大隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第16条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」とする。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。

資料 9-17

- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認められる場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
 - 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
 - 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
 - 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
 - 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「○○市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第17条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じて必要と判断した場合は、指揮支援本部又は市町村災害対策本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 3 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第18条 都道府県大隊長は、必要に応じて、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - (2) 隊員の安全管理に関すること。
 - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) 被災地の消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
 - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
 - (7) 他の都道府県大隊との調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
 - 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同指揮所の設置)

資料 9-17

第19条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、次に掲げる順位により現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
 - (1) 第1順位 都道府県大隊長
 - (2) 第2順位 統合機動部隊長
 - (3) 第3順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第20条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

(活動報告等)

第21条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第11条第3項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が、後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 5 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 6 航空小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第5項及び第6項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第22条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相

資料 9-17

互波」という。) その他の無線を使用する。

- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援本部長は、陸上隊と航空隊間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第23条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第24条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第25条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

2 都道府県知事は、都道府県大隊が被災地で活動を行うに当たり、隊員の健康管理等のために必要

資料 9-17

と判断した場合は、被災地に医師等を輸送することができるよう、体制の構築に努めるものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第26条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第27条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第28条 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援に関する基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同指揮所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び都道府県知事に対して報告するとともに、当該指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

(消防本部の受援計画)

第29条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

資料 9-17

- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関する事。
- (9) その他必要な事項に関する事。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第30条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第31条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式1

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

政府現地対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

資料 9-17

別記様式1

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長 (指揮支援隊長)	所属		氏名	
	TEL			

緊急消防援助隊

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

資料 9-17

別記様式2(航空除く)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
活動場所	都道府県		市区町村			
	地区					
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無	車両・資機材の損傷	有・無	
活動内容	(活動中の異常、隊員の負傷、又は車両・資機材の損傷等があれば、その内容も記載)					
使用資機材						
連携活動機関						
連携活動内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	隊 人
	指揮隊	隊	人		大規模危険物震災等対応小隊	隊 人
	消火小隊	隊	人		密閉空間火災等対応小隊	隊 人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	隊 人
	救急小隊	隊	人		消防活動二輪小隊	隊 人
	後方支援小隊	隊	人		震災対応特殊車両小隊	隊 人
	通信支援小隊	隊	人		水難救助小隊	隊 人
	航空小隊	隊	人		その他の特殊装備小隊	隊 人
	水上小隊	隊	人	合計	隊	人
傷病者の状況	救出人員					
	生存	人	死亡	人	合計	人
	救急搬送人員				出動件数	件
	軽症	中等症	重症	死亡	その他	合計
	人	人	人	人	人	人
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動内容					
報告者	消防本部		氏名			
	TEL					

資料 9-17

別記様式2(航空)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(〇〇航空小隊)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
機体名			機種			
活動場所						
活動人員	パイロット	名・整備士	名・隊員	名・その他	名	計 名
活動時間経過	時間	活動概要		時間	活動概要	
活動実績	火災	救助	救急	輸送	情報収集	計
	件	件	件	件	件	件
	救助・搬送人員	名	名	名	名	名
詳細事項	消火	回	ホイスト	名	軽症	名
	〇	着陸	名	重症	名	その他
燃料補給 (場所・回数・数量)				隊員	名	隊員以外
				資機材等	kg	
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無	航空機・資機材の損傷	有・無	
翌日の活動予定						
備考						
報告者	所属			氏名		
	TEL					

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成 27 年 3 月 31 日 消防広第74号
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第80号
改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第93号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 その他

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (8) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並

資料 9-18

びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。

- (9) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (10) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (11) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (12) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (13) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (14) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (15) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (17) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛

資料 9-18

隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の報告と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び都道府県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式1-2)。

- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする(別記様式1-2)。
- 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

第5条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況を考慮して必要と判断した場合は、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県を經由して当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼するものとする(別記様式2-1)。

- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2-2)。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、基本計画第4章1(3)に定める災害が発生した場合は、別表A-1及び別表A-2に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の

資料 9-18

出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

4 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

5 消防庁は、基本計画第4章1（3）に定める災害発生後、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡するものとする。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第12条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、航空小隊及び水上小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、次に掲げる災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊（第一次出動航空小隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県大隊（出動準備航空小隊を含む。以下同じ。）を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

（1）複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震が発生した場合

（2）複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合

（3）その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県の知事を経由して当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町

資料 9-18

村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地を管轄する消防本部に対して通知するものとする（別記様式3-3）。

（航空小隊の基本的な出動都道府県）

第10条 航空小隊の基本的な出動都道府県は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

（1）基本計画第4章2（1）イに定める第一次出動航空小隊は、別表Bのとおりとする。

（2）基本計画第4章2（2）イに定める出動準備航空小隊は、別表Cのとおりとする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

（1）指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。

（2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。

（3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材若しくは救急用資機材を活用した救助・救急活動又は指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。

（4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

（1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

（2）第13条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第11条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種類、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 消防庁は、情報収集航空小隊が耐空検査等により出動できない場合に備えて、その代替出動を行う航空小隊（以下「代替出動隊」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

4 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊（代替出動隊を含む。以下同じ。）の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

5 指揮支援隊輸送航空小隊並びに救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。

6 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。

7 受援都道府県は、航空機の運用調整等の支援が必要と判断したときは、消防庁と調整し耐空検査等により出動できない航空小隊に対して、後方支援小隊として車両等による出動を要請するものとする。

8 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。

9 航空小隊の属する消防本部又は航空消防隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第12条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。

3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。

4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第36条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。

(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員

(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

(6) 第14条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

資料 9-18

- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第 13 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 14 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 15 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊の進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 16 条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

第 5 章 部隊移動

(部隊移動の基本)

第 17 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則とし

資料 9-18

て、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第 18 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を經由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式 6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を經由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6-2）。
- (3) 第 1 号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を經由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を經由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式 6-4）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第 19 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式 6-5）。

資料 9-18

- (4) 受援都道府県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-6）。
- (5) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。
- (6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第20条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第21条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第22条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び都道府県大隊長に対して、直ちに電話により緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた都道府県大隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- (1) 都道府県大隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

3 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。

4 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県知事に対してその旨を報告し、受援都道府県知事の了承を得て引揚げするものとする。

（長官による応援都道府県知事への引揚げ決定通知）

第23条 第21条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行

資料 9-18

うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第 24 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第 25 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式5-1、5-2）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第 26 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱（政令市等は5強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

（1）基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合

（2）発生した地震の震央が海域の場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第 27 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表D-1及び別表D-2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第30条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、指揮支援隊、都道府県大隊、統合機動部隊及び航空小隊が出動する前に消防庁に対して、電話により連絡するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表D-1及び別表D-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3-1又は3-4）を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第 28 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

（迅速出動の中止）

第 29 条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに第27条の規定に基づく迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

資料 9-18

第 30 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 指揮支援部隊長

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊長

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

（迅速出動適用時の出動先の変更等）

第 31 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告）

第 32 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

（防災関係機関等との連絡調整等）

第 33 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第 34 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

資料 9-18

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第 35 条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) 情報連絡体制に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第 36 条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

資料 9-18

第 37 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 その他

（都道府県の訓練）

第 38 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（都道府県の即応体制等の強化）

第 39 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

（その他）

第 40 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

緊急消防援助隊の応援等要請

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

(消防庁長官) 殿

(都道府県知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県						市区町村
出動を希望する区域・活動内容							
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明			
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明			

応援等要請日時	平成	年	月	日	時	分		
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊				
	指揮支援隊			N災害対応小隊				
	指揮隊			B災害対応小隊				
	消火小隊			C災害対応小隊				
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊					
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊					
	後方支援小隊		特殊 装備 小隊	遠距離大量送水小隊				
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊				
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊				
	水上小隊			水難救助小隊				
その他()								
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)								

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

応援等要請のための連絡事項

第	報				
平成	年	月	日	時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分頃
災害発生場所	都道府県				市区町村	
出動を希望する区域・活動内容						
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明		
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明		

応援等連絡日時	平成	年	月	日	時	分	
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊			
	指揮支援隊			N災害対応小隊			
	指揮隊			B災害対応小隊			
	消火小隊			C災害対応小隊			
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊				
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊				
	後方支援小隊		特殊 装備 小隊	遠距離大量送水小隊			
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊			
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊			
	水上小隊			水難救助小隊			
その他()							
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)							

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

資料 9-18

別記様式2-2

出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成	年	月	日	時	分
出動隊数報告	平成	年	月	日	時	分

〔消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長
代表消防機関消防長〕 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次のとおり隊数を報告します。

都道府県名	
災 害 名	

種 別	可能隊数	人 数	出動隊数	人 数	備 考	登録隊数
指揮支援隊						
指揮隊						
消火小隊						
救助小隊						
救急小隊						
後方支援小隊						
通信支援小隊						
航空小隊						
水上小隊						
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊					
	N災害対応小隊					
	B災害対応小隊					
	C災害対応小隊					
	大規模危険物火災等対応小隊					
	密閉空間火災等対応小隊					
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊					
	消防活動二輪小隊					
	震災対応特殊車両小隊					
	水難救助小隊					
	その他()					
合 計						

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
災害の状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明

出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）		
アクションプラン	適用（ ）・非適用		
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
求め又は指示する隊			
求め又は指示する隊の規模	出動可能な全隊		毒劇物等対応小隊
	指揮支援隊		N災害対応小隊
	指揮隊		B災害対応小隊
	消火小隊		C災害対応小隊
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊
	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊
	水上小隊		水難救助小隊
			その他()
応援先	都道府県 市区町村		
進出拠点			
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
迅 速 出 動	適用（ 区分Ⅰ・区分Ⅱ ）・非適用
アクションプラン	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添（別記様式2-2）のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

資料 9-18

別記様式3-4

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第26条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	
出動区分	求め ・ 指示
	区分Ⅰ ・ 区分Ⅱ
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出 動 先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に定めるとおり

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊		
		陸 上	航 空	水 上
Ⅰ 最大震度7 (東京都特別区は6強以上)	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②必要な出動準備航空小隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊 全隊 ・代替出動隊(情報収集航空小隊) 〔 〕 ・救助・救急・輸送航空小隊 〔 〕	消防庁長官の求め又は指示に基づき出動
Ⅱ 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②代替出動隊(情報収集航空小隊) 〔 〕	消防庁長官の求め又は指示に基づき出動

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消防庁長官	}	殿
市町村長		
指揮支援部隊長		

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

資料 9-18

別記様式4-2

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	集結完了日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日		日間
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日		日間
隊種別	実 数	延べ数		
指揮支援隊	隊 名	隊	名	
指揮隊	隊 名	隊	名	
消火小隊	隊 名	隊	名	
救助小隊	隊 名	隊	名	
救急小隊	隊 名	隊	名	
後方支援小隊	隊 名	隊	名	
通信支援小隊	隊 名	隊	名	
特殊災害小隊	隊 名	隊	名	
特殊装備小隊	隊 名	隊	名	
航空小隊	隊 名	隊	名	
水上小隊	隊 名	隊	名	
合 計	隊 名	隊	名	

資料 9-18

別記様式5-1(総括表)

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

資料 9-18

別記様式5-1(総括表)

緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等	
緊急消防援助隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する 改善策等	

資料 9-18

別記様式5-2(指揮支援部隊)

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日		日間
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日		日間
隊種別		実 数	延べ数(実数×出動期間)	
指揮支援部隊	指揮支援隊	隊 名	隊	名
	通信支援小隊	隊 名	隊	名
	後方支援小隊	隊 名	隊	名
合 計		隊 名	隊	名

資料 9-18

別記様式5-2(指揮支援部隊)

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

資料 9-18

別記様式5-2(指揮支援部隊)

緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等	
緊急消防援助隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する 改善策等	

資料 9-18

別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
部隊・大隊名	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	集結完了日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日		日間
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日		日間
隊種別	実 数	延べ数(実数×出動期間)		
指揮隊	隊 名	隊	名	
消火小隊	隊 名	隊	名	
救助小隊	隊 名	隊	名	
救急小隊	隊 名	隊	名	
後方支援小隊	隊 名	隊	名	
通信支援小隊	隊 名	隊	名	
特殊災害小隊	隊 名	隊	名	
特殊装備小隊	隊 名	隊	名	
水上小隊	隊 名	隊	名	
合 計	隊 名	隊	名	

資料 9-18

別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

資料 9-18

別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等	
緊急消防援助隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する 改善策等	

資料 9-18

別記様式5-2(航空小隊)

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
航空隊名	
機体名	

1. 出動の状況

出動先	都道府県		1		2		3					
	市区町村		1		2		3					
活動人員	延べ		隊		名		出動日数	延べ				
時系列	1	求め又は指示日時	平成		年	月	日	時	分			
		出動日時	平成		年	月	日	時	分			
		帰投日時	平成		年	月	日	時	分			
		出動期間	出 動 日		～		帰 投 日		日 間			
	2	求め又は指示日時	平成		年	月	日	時	分			
		出動日時	平成		年	月	日	時	分			
		帰投日時	平成		年	月	日	時	分			
		出動期間	出 動 日		～		帰 投 日		日 間			
	3	求め又は指示日時	平成		年	月	日	時	分			
		出動日時	平成		年	月	日	時	分			
		帰投日時	平成		年	月	日	時	分			
		出動期間	出 動 日		～		帰 投 日		日 間			
活動実績	火災		救助		救急		輸送		情報収集		計	
	件数		件		件		件		件		件	
	救助・搬送人員		名		名		名		名		名	
	詳細事項		消火	回	ホイス	名	軽症	名	隊員	名	/	
	0	着陸	名	中等症	名	隊員以外	名					
				重傷	名	資機材等	kg					
				その他	名	緊急物資	kg					
備考												

資料 9-18

別記様式5-2(航空小隊)

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
航空機・資機材の損傷	
緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

部隊移動に関する意見(照会)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道府県	市区町村
部隊移動先	都道府県	市区町村

求め又は指示する隊					
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
	連絡事項				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-3

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）					
求め又は指示日時	平成	年	月	日	時	分
現在の出動先				都道府県	市区町村	
部隊移動先				都道府県	市区町村	

求め又は指示する隊						
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊			N災害対応小隊		
	指揮隊			B災害対応小隊		
	消火小隊			C災害対応小隊		
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊		
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊			水難救助小隊		
				その他()		
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-4

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
 (緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・指示 (消防組織法第44条第__項)
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

資料 9-18

別記様式6-6

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-5)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

資料 9-18

別記様式6-7

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-5)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式7

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

政府現地対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

資料 9-18

別記様式7

ヘリベース(HB) 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

フォワードベース(FB) 設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

〇〇市町村

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長 (指揮支援隊長)	所属		氏名	
	TEL			

緊急消防援助隊

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

茨城DMAT運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震及び航空機・列車事故等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救出・治療を行う災害派遣医療チーム（以下「茨城DMAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定めるものであり、災害発生時における医療支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

(出動基準)

第2条 茨城DMATは、大規模災害により、傷病者が概ね20名以上発生し、又は発生することが予想される場合に出動するものとする。ただし、特に茨城県知事（以下「知事」という。）が認めた場合は、この限りでない。

(指定医療機関)

第3条 次の要件をすべて満たす医療機関は、DMAT指定医療機関として指定を受けることについて、知事に申し出ることができる。

- (1) 茨城DMAT派遣を行う意志を持つこと
- (2) 所属職員によって茨城DMATを1チーム以上構成できること
- (3) 茨城DMATを派遣する際の必要な装備を予め有すること

2 知事は、前項の申し出を踏まえて、茨城DMATとして適切と判断した場合には、当該医療機関をDMAT指定医療機関として指定するとともに、指定医療機関との間で茨城DMAT派遣に関する協定書を締結する。

(編成)

第4条 茨城DMATは、医師、看護師等、事務等業務調整員の各々1名以上の4人編成を基本とするが、DMAT指定医療機関の実情に即した編成とする。

(派遣要請)

第5条 知事は、県内各市町村（災害対策本部）、県内各消防本部、他都道府県、厚生労働省等からの派遣要請を受け、茨城DMATの派遣が効果的と判断したときは、DMAT指定医療機関に茨城DMATの派遣を要請する。

- 2 知事は、他からの派遣要請がなくとも、独自の判断に基づき茨城DMATの派遣を要請することができる。
- 3 知事は、必要に応じて他都道府県又は厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請することができる。

(消防本部による派遣要請)

第6条 県内各消防本部は、必要と判断したとき、DMAT指定医療機関に直接、茨城DMATの派遣を要請することができる。

- 2 派遣を要請した場合、消防本部は速やかに知事に届け出るものとする。
- 3 消防本部の要請に基づく茨城DMATの派遣は知事の要請とみなす。

資料 9-19

(出動)

第7条 DMA T指定医療機関は、可能と判断した場合、知事又は消防本部からの要請に基づき所属職員によって構成される茨城DMA Tを派遣する。

2 派遣要請を受諾し、出動した場合は速やかに知事に届け出るものとする。

3 DMA T指定医療機関は、茨城DMA Tの派遣が不可能な場合、知事及び消防本部からの茨城DMA Tの派遣要請を拒否することができる。

(活動内容)

第8条 茨城DMA Tは、被災地における活動（本部活動、地域医療搬送、病院支援、現場活動を含む）を行う。

2 茨城DMA Tは、茨城県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）の指揮下で活動する。ただし、県災対本部が設置されていない場合は、茨城県保健福祉部医療対策課の指揮下で活動するものとする。

3 厚生労働省、他都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、他都道府県の指揮下で活動する。

4 茨城DMA Tは、医療資器材の消耗品・医薬品等の調達、移動手段、生活手段等を自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(後方支援)

第9条 知事は、茨城DMA Tの医療資器材の消耗品・医薬品等の調達、移動手段及び生活手段等の確保について可能な限り支援及び調整に努めるものとする。

(DMA T活動現地本部及び茨城統括DMA T)

第10条 知事は、茨城県内が被災地の場合、現場活動に関わる茨城DMA Tを統括するDMA T活動現地本部を災害拠点病院等に設置する。

2 DMA T活動現地本部は、茨城県保健福祉部現地災害対策本部の指揮下に入る。

3 複数の茨城DMA Tが派遣されたとき、茨城県保健福祉部現地災害対策本部長は茨城DMA Tの責任者となる茨城統括DMA Tを指名する。

4 茨城統括DMA Tは、茨城DMA Tの医療活動全体を統括する。

(事後検証会議)

第11条 知事は、必要に応じて茨城DMA T事後検証会議を開催し、DMA T活動の質の向上に努めるものとする。

(その他)

第12条 他都道府県から派遣されたDMA Tについて、第9条及び第10条は、茨城DMA Tと同様に扱うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、茨城DMA Tの運営に関し必要な事項は、知事が別途定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

資料 9-19

マニュアル様式-6

(被災地の消防機関等→県医療対策課・DMAT指定医療機関)

茨城DMAT派遣要請依頼書

平成 年 月 日

茨城県知事
(又はDMAT指定医療機関の長) 様

(消防機関等の長)

下記のとおり災害等が発生したと見込まれるので、茨城DMATの派遣を要請されるよう依頼します。
(下記のとおり災害等が発生したと見込まれるので、茨城DMATの派遣を要請します。)

記

1 災害発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
2 被災場所	市・町・村 地 (災害現場)	
3 被災状況	種 別	交通災害(自動車・鉄道・航空機・船舶) 爆発・崩壊・火災・水難・中毒(疑いを含む) NBC災害(疑いを含む)・その他()
	負傷者数	約 名と想定
4 進入経路		
5 注意すべき事項 (※参集場所等、特記事項 があれば記載)		

資料 9-19

マニュアル様式-8

(被災地の消防機関等→県医療対策課)

茨城DMAT派遣要請届出書

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

(消防機関等の長)

下記のとおり災害等が発生したため、茨城DMAT運営要綱第6条に基づき、茨城 DMATを要請したため報告いたします。

記

1 派遣要請日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
2 派遣先	
3 参集場所	
4 被災地の状況	
5 特記事項	

資料 9-19

マニュアル様式-9

(県医療対策課→派遣要請があった消防機関等)

派遣要請があった消防機関への茨城DMA T 出動報告書

平成 年 月 日

(派遣要請があった消防機関等の長) 殿

茨 城 県 知 事

茨城DMA T 派遣要請があったことについて、下記のとおり報告します。

- 1 出動された 2 出動されなかった

1 派遣要請日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
2 出 動 先	
3 参 集 場 所	
4 出 動 病 院 名	

資料 9-19

マニュアル様式-10

(DMAT指定医療機関→消防本部→消防防災課)

様式第1号(第5)

防災ヘリコプター緊急運行要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	Tel 発信者		
2 災害内容	(1)救急(2)救助(3)災害応急(調査・広報)(4)火災防御(5)その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消化、救急、救助 輸送(品名数量) その他		
4 発生現場及び発生時間	市町村	地内	
	(目標)		
	(離着陸場所)		
	平成 年 月 日 ()	午前・午後	時 分
5 現地の気象条件	天候	風向	風速 気温
	視程	m	警報・注意報
6 現場指揮者	所属・職氏名		
7 現場との連絡手段	無線機別(全国派、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと

茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-863-0117
 FAX 029-857-8501
 防災FAX 82-620-300
 (午後5時15分～翌朝8時30分まで要請)
 消防防災課 029-301-2879
 FAX 029-301-2898
 防災FAX 9-600-8300

受信者	
-----	--

資料 9-19

9 傷 病 者 搬 送 の 場 合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症状						
	着陸場所の目標等	出場先所在地及び目標		出動先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師の氏名		関係者の氏名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受入医療機関	所在地名称		連絡先		Tel	
搬送先消防本部の担当者職氏名	消防本部		課		氏名		
	Tel		職				

10 必要資器材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数
12 その他必要事項	

※以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線機等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不用 ・(ドラム缶 本)

(茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領 消防防災課)